

令和2年度12月追加補正予算の概要

国が決定した「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に即応し、ひとり親世帯への追加支援やワクチン接種体制の整備を図るもの

1. 主な事業

(注:◎は新規施策分 ○は拡充施策分)

(1)新型コロナウイルス感染症対策分:5,350万円(累計101億3,690万円)

- ①低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金(再支給) 5,200万円
- ◎ ②新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備 150万円

2. 予算規模

◆ 一般会計補正予算額 5,350万円【累計552億7,034万円】

3. 一般会計補正予算の内訳

【歳入予算】

区分	補正予算額	備考
国庫支出金	5,350万円	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 など

【歳出予算】

区分	補正予算額	備考
物件費	291万円	システム改修委託料 など
補助費等	5,027万円	ひとり親世帯臨時特別給付金
その他	32万円	ひとり親世帯臨時特別給付金事業人件費
合計	5,350万円	

令和2年度12月追加補正予算の主要な事業について
(新型コロナウイルス感染症対策分)

注:◎は新規施策分
○は拡充施策分
()は累計額

1 ○ ひとり親世帯臨時特別給付金(福祉課) 52,000千円 (128,550千円)

子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対する支援策として、再度、同様の給付金を支給するもの。

児童扶養手当受給世帯等への再給付	
給付対象者	次のいずれかに該当し、基本給付の支給を受けている又は申請をしている者
	①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
	②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者
給付額	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円
支給時期	既に基本給付の支給を受けている者：12月25日(予定) その他の者：支給決定後、順次速やかに
財源	国庫支出金(10/10)

2 ◎ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業(保険健康課) 1,500千円

今後、ワクチンが実用化された際に、迅速に接種を開始することができるよう、健康管理システムの改修を行うもの。

改修内容	接種対象者の登録管理、接種券等の発行 など
財源	国庫支出金(10/10)